

令和6年1月17日
消費者委員会ヒアリング資料

地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制の整備について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 地域共生社会の理念と重層的支援体制整備事業
- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）との
連携に向けた取組

日本社会や国民生活の変化

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

社会構造の変化、支援ニーズの複雑化・複合化には、従来型の社会保障だけでは対応できない

これまでの制度、分野の壁を超えていくことが必要

✓ 「縦割り」という関係を超える

- ・ 制度の狭間の問題に対応
- ・ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・ 1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

✓ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・ 一方向から双方向の関係性へ
- ・ 支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

✓ 「世代や分野」を超える

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc...)

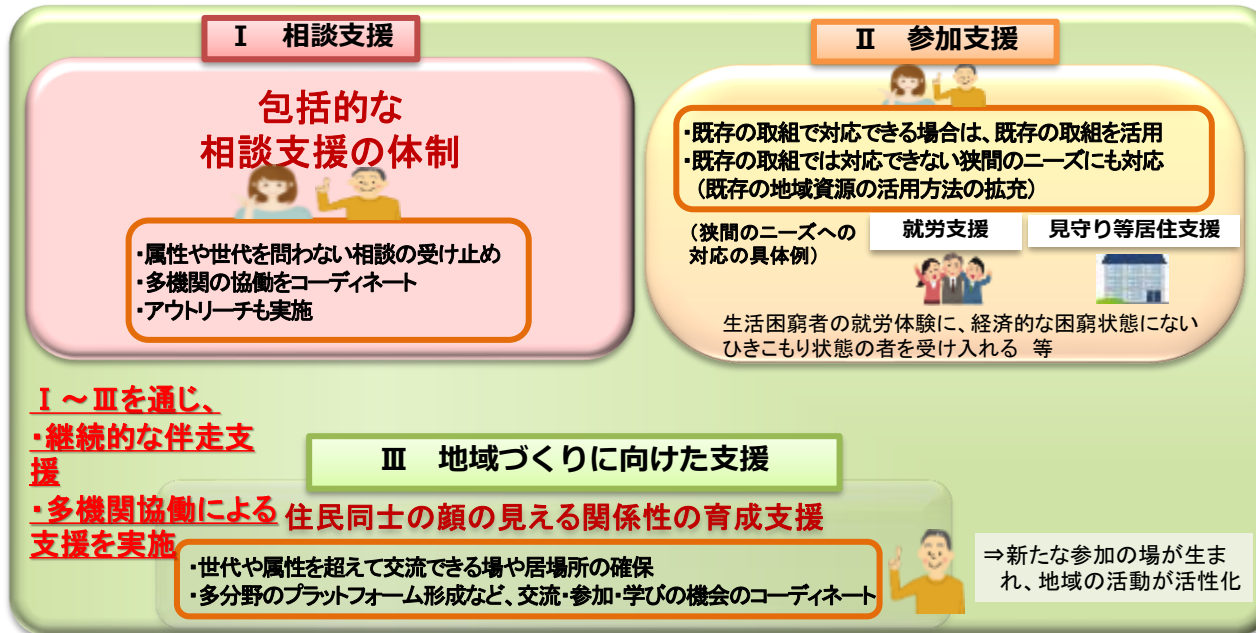
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

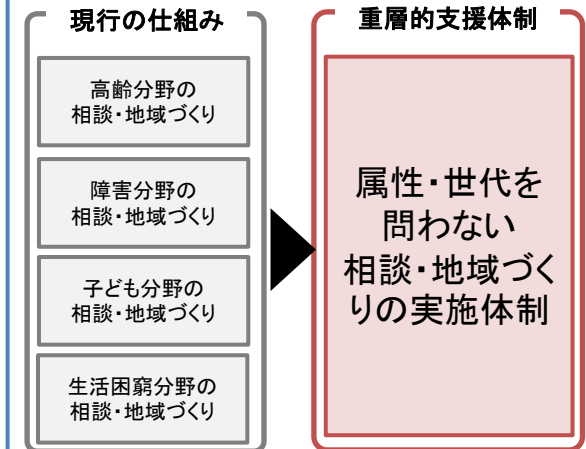
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



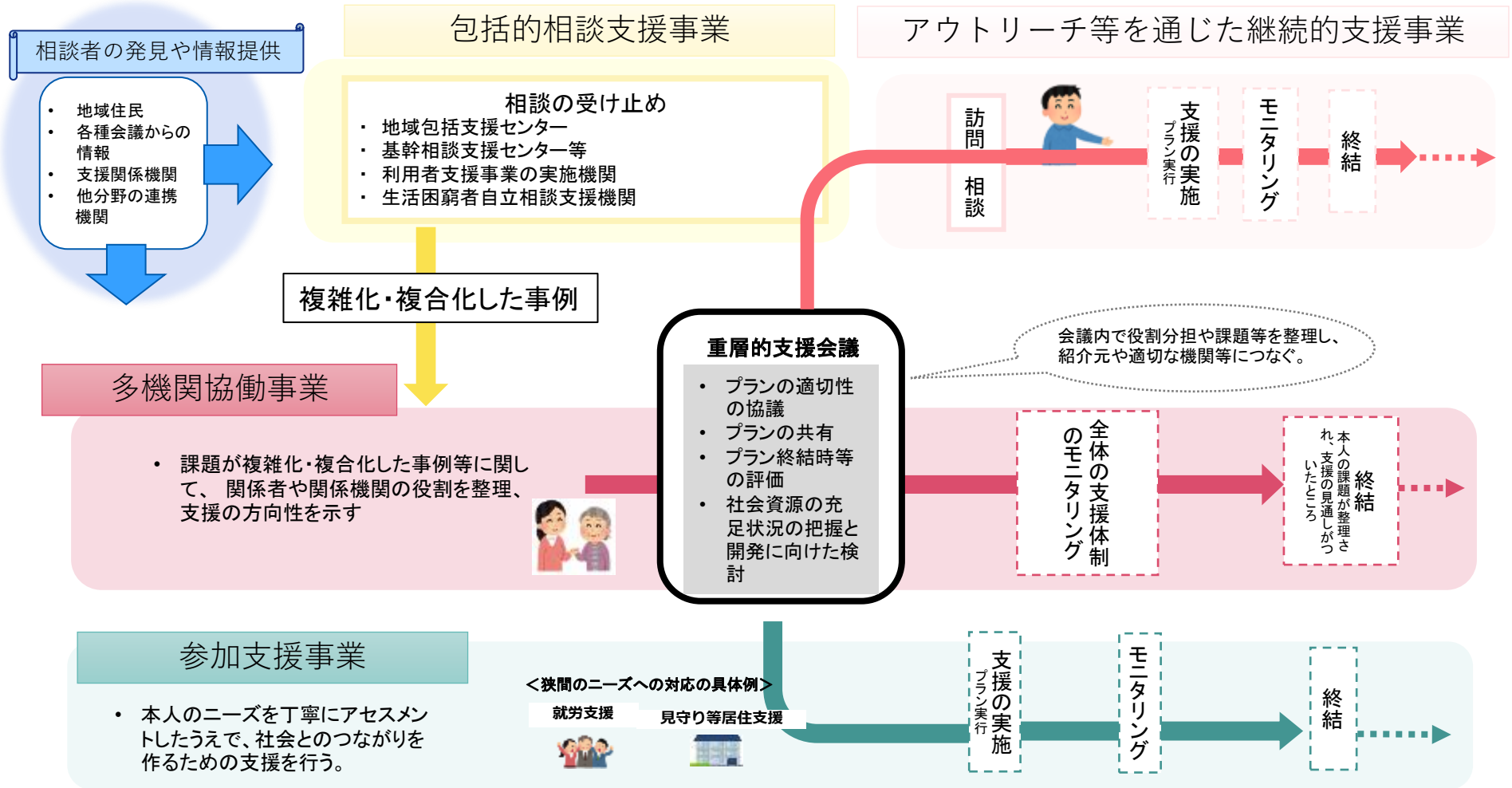
相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

【重層的支援体制整備事業】令和6年度予算案：543億円（令和5年度予算：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野） 	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野） 	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費 	市町村	国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和6年度予算案：12億円（令和5年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。 	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費 	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費 	国	(委託費)

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

北海道	旭川市	埼玉県	川崎市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		呉市
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市		東広島市
	厚真町		ふじみ野市		甲州市		野洲市		廿日市市
	音更町		川島町		松本市		高島市		宇部市
	鹿追町		鳩山町		飯田市		米原市		長門市
	広尾町		船橋市		伊那市		竜王町		高松市
	幕別町		柏市		飯綱町		長岡京市		さぬき市
青森県	鯨ヶ沢町	市川市	岐阜市	京都府	豊中市	愛媛県	宇和島市		
岩手県	盛岡市	千葉県	木更津市	関市	高槻市	高知県	高知市		
	遠野市		松戸市	熱海市	枚方市		本山町		
	矢巾町		市原市	函南町	八尾市		中土佐町		
岩泉町	香取市		岡崎市	東大阪市	黒潮町				
宮城県	仙台市		八王子市	豊田市	豊田市		福岡県	久留米市	
	涌谷町		墨田区	半田市	高石市			大牟田市	
秋田県	能代市		大田区	春日井市	交野市			佐賀県	八女市
	大館市		世田谷区	豊川市	大阪狭山市				糸島市
	湯沢市		渋谷区	稲沢市	阪南市				岡垣町
	由利本荘市		中野区	東海市	太子町				佐賀市
	大仙市	豊島区	大府市	姫路市	大津町				
山形県	山形市	立川市	知多市	尼崎市	熊本県	益城町			
福島県	福島市	調布市	豊明市	明石市		大分県		中津市	
	須賀川市	国分寺市	長久手市	芦屋市	津久見市				
茨城県	土浦市	狛江市	東浦町	伊丹市	宮崎県		竹田市		
	古河市	西東京市	美浜町	加東市			杵築市		
	那珂市	鎌倉市	武豊町	奈良市			九重町		
	東海村	藤沢市	四日市市	三郷町		都城市			
栃木県	宇都宮市	小田原市	伊勢市	川上村		189自治体	小林市		
	栃木市	茅ヶ崎市	松本市	和歌山市	日向市				
	市貝町	逗子市	桑名市	鳥取市	三股町				
	野木町	秦野市	名張市	米子市					
群馬県	太田市	富山県	富山市	鳥取県	倉吉市				
	館林市		氷見市		智頭町				
	みどり市	石川県	金沢市		いなべ市	北栄町			
	上野村		小松市		志摩市	松江市			
	みなかみ町		能美市		伊賀市	出雲市			
	玉村町			御浜町	大田市				
				美郷町					
				吉賀町					

- 地域共生社会の理念と重層的支援体制整備事業
- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）との
連携に向けた取組

重層的支援体制整備事業 連携通知対象施策一覧（令和5年12月時点）

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

【令和3年10月1日付け】

- ・ 消費者安全確保地域協議会制度
- ・ 地域力創造施策

【令和3年12月1日付け】

- ・ 地方創生施策

【令和4年3月1日付け】

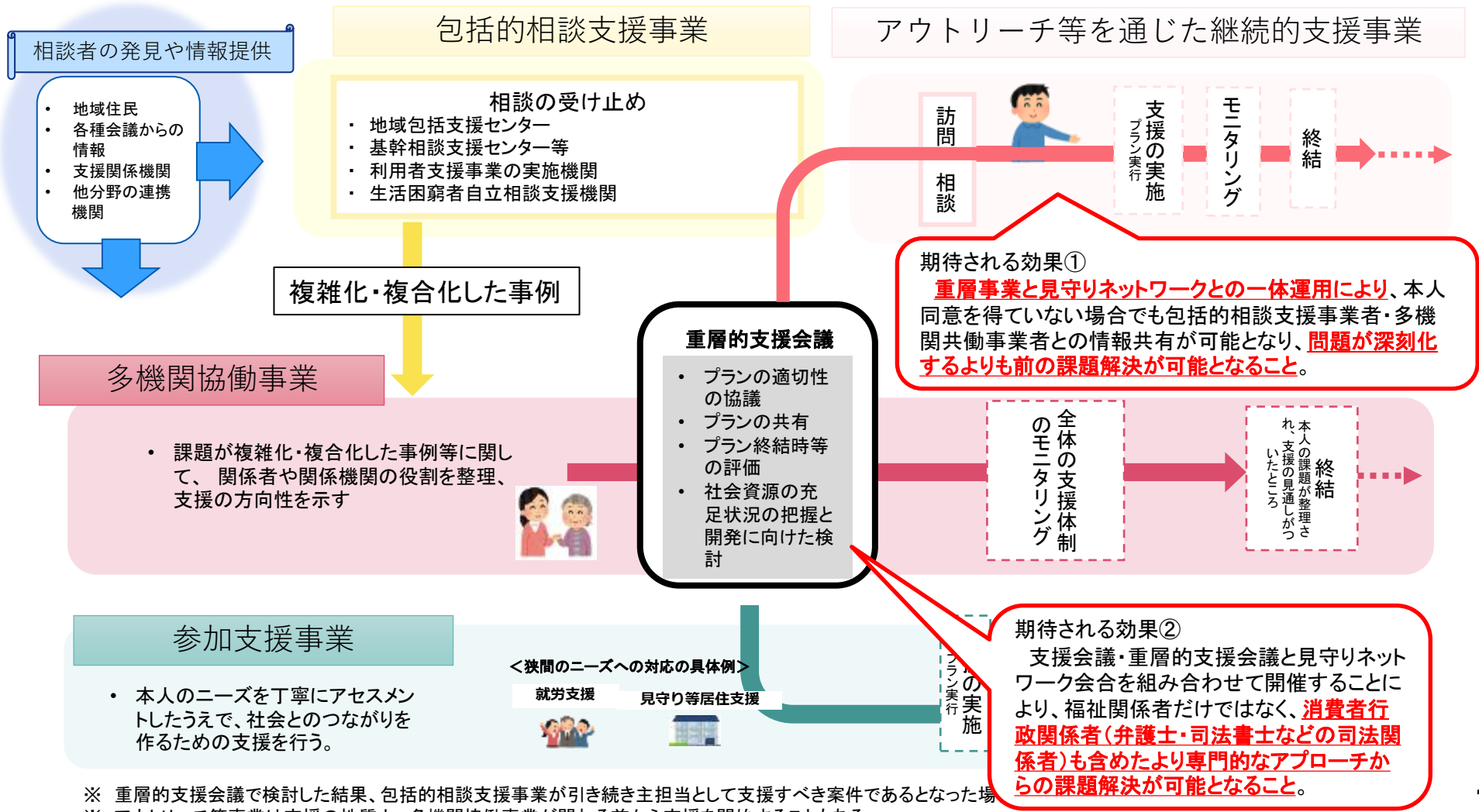
- ・ 農林水産施策

【令和4年6月30日付け】

- ・ 地域循環共生圏に関する施策

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)との連携により期待される効果

(P7 重層的支援体制整備事業の支援フロー再掲)



自治体概要※
人口 6,724人
面積 139.42km²
小学校数* 2
中学校数* 1

※2021年8月31日現在 *町立のみ

重層的支援体制整備事業

◎相談窓口の体制整備・強化

- ワンストップの相談窓口として、**生活福祉相談センター**を開設。行政と社会福祉協議会による専門職を配置。
- ケース共有会議を定期的に開催し、情報共有を図りながら連携。
- ※**包括的相談支援事業**として実施。



◎見守り活動の体制強化

- 高齢者、障がい者、要介護者などの情報をまとめた**「要介護者台帳」**を整備。
- 民生委員やサポーターによる個別訪問**を実施、必要に応じて相談センターへ繋げている。※**アウトリーチ継続的支援事業**として実施

◎居場所づくり

- 自宅型サロン(12箇所)と拠点型サロン(3箇所)が設立。
- 地域住民が気軽に集まる場としてはもちろん、小学生の学習支援なども実施。
- 長期的にひきこもり状態が続いていたり、就労しても続かないなど、**一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要な方**に対して、中間的就労を目的とした**「働きかけ応援事業」**を展開。
※**参加支援事業、地域づくり事業**として実施

働きかけ応援事業の作業例



カフェ運営
(調理・配膳・接客)



畑作業
(作付け・収穫など)



事務作業
(宛名貼り・封詰め)



消毒作業
(新型コロナ対策)

町の実施体制

社会福祉協議会

・地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進 等

鷹栖町

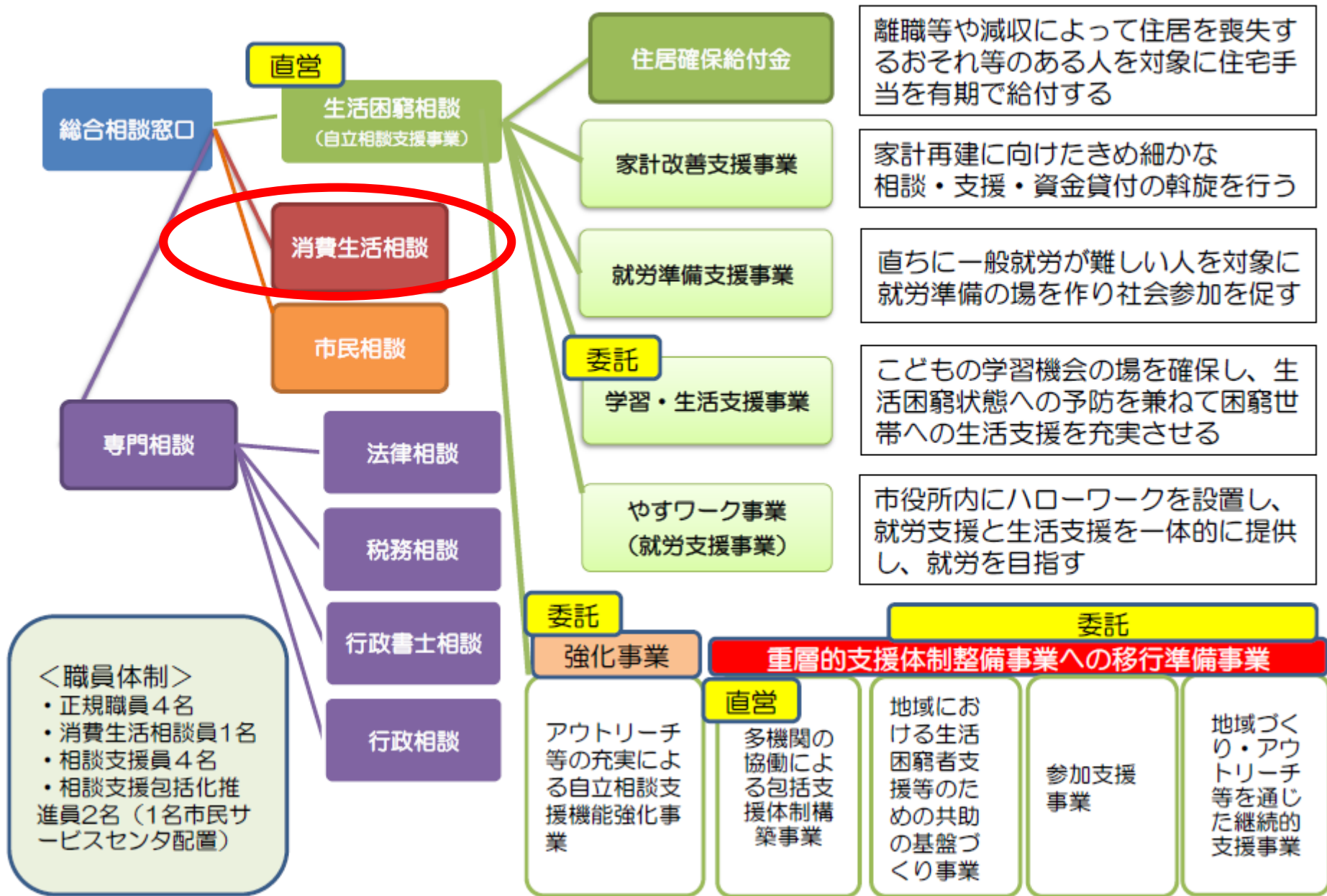
健康福祉課

関係機関間の連携

地域包括支援センター、子育て包括支援センター、教育委員会 等

生活福祉相談センター
(ワンストップの相談窓口)

- ・生活、困窮に関する相談
- ・消費生活相談
- ・子ども、障害者、高齢者に関する福祉相談等
- ・ケース共有会議の実施



＜職員体制＞

- ・正規職員4名
- ・消費生活相談員1名
- ・相談支援員4名
- ・相談支援包括化推進員2名（1名市民サービスセンタ配置）